[仮　　訳]

※ 本仮訳は参考であるため、正確な記述は原文を御参照ください。

マレーシア法

PU(A) 430/2011

2011 年取引表示(ハラールの定義)令

国王裁可日　... ...
官報掲載日　　第 55 巻第 26 号 2011 年 12 月 30 日付追加号
第 177 号法律(A)
この PDF の印刷日時：　31 10-2025 18:30:04

マレーシア法

PU(A) 430/2011

2011 年取引表示(ハラールの定義)令

目　　次

序　　文
1　引用名称及び施行日
2　解　　釈
3　ハラール及びその他の表現の定義
4　誤認又は混乱を招く行為の罪
5　罰　　則
6　廃　　止

序　　文

2011年取引表示法(法第730号)第28条に基づき付与された権限の行使により、大臣は次の命令を発する。

引用名称及び施行日

1　(1)　本命令は、**2011年取引表示(ハラールの定義)令**と称することができる。

(2)　本命令は、2012年1月1日に施行される。

解　　釈

2　本命令においては、以下のとおりとする。

「ファトワ」とは、イスラム教に関連する権威によって検証された宗教令をいう。

[「ファトワ」挿入 PU(A) 54/2012:O.2]

「シャリーア法」とは、クアラルンプール、ラブアン及びプトラジャヤ連邦直轄区、ペナン、マラッカ、サバ及びサラワクの各州においてヤン・ディ・ペルトゥアン・アゴンにより施行されるものと認められた、若しくは各州の統治者によって当該州において施行されているものと認められた、シャフィイー派に基づくイスラム法、又はその他の派(ハナフィー派、マーリク派又はハンバル学派)に基づくイスラム法を意味する。

「食品」とは、人による消費を目的とした飲食物として用いるために製造、販売、若しくは表示される物品、又は人による消費を目的とした飲食物の組成、調理若しくは調製、保存のために混入され若しくは用いられる物品の全てを含み、かつ菓子類、咀嚼（そしゃく）用物質、及び当該飲食物、菓子類又は咀嚼用物質の全ての原料を含む。

「食品又は物品に関連するサービス」には、原材料の輸送、保管及び加工、並びに当該食品又は物品の提供及び小売が含まれる。

ハラール及びその他の表現の定義

3　(1) 食品又は物品がハラールと記載される場合、又はその他の表現により当該食品又は物品がムスリムによって消費又は使用可能であると記載される場合、当該表現は以下を意味する。

(a)　シャリーア法及びファトワによりムスリムが消費することを禁じられている動

物、若しくはシャリーア法及びファトワに従って屠殺されていない動物の一部又は物質ではなく、それらにより構成されておらず、またそれらを含まないこと。

[(1)(a)改正 PU(A) 54/2012:O.3]

(b) シャリーア法及びファトワに基づき不浄なものは一切含まれていないこと。

[(1)(b)改正 PU(A) 54/2012:O.3]

(c) シャリーア法及びファトワに基づき、酩酊作用を有しないこと。

[(1)(c)改正 PU(A) 54/2012:O.3]

(d) シャリーア法及びファトワにより認められていない人間の身体の一部又はその産物を一切含まないこと。

[(1)(d)改正 PU(A) 54/2012:O.3]

(e) 毒性又は健康被害をもたらすものではないこと。

(f) シャリーア法及びファトワに基づき不浄とみなされる器具を用いて調理若しくは調製、加工又は製造されていないこと。

[(1)(f)改正 PU(A) 54/2012:O.3]

(g) 調理若しくは調製、加工又は貯蔵の過程において、第(a)号及び第(b)号を満たさない食品と接触、混合又は近接していないこと。

[(1)(g)改正 PU(A) 54/2012:O.3]

(2) 食品又は物品に関連するサービスがハラールと表示される場合、又はその他の表現により当該サービスがムスリムによって利用可能であることを示す場合、当該表現は、食品又は物品に関連するサービスがシャリーア法に従って実施されていることを意味する。

(3) ハラールと表示又はその他の表現で表示されているが、本項に違反している食品、物品、又は食品又は物品に関連するサービスを供給し又は供給を申し出た者は、罪を犯したものとする。

誤認又は混乱を招く行為の罪

4　(1) ハラール食品であること、又はイスラム教徒が消費可能であることについて、人を誤認若しくは混乱させるおそれのある表示又は行為を通じて食品を供給し又は供給を申し出た者は、罪を犯したものとする。

(2)　第 1 項において、表示又は行為には、当該食品が販売される施設内又は当該食品が供給される容器において、クルアーンの聖句、若しくはイスラム教に関連する事項又は物を用いることが含まれる。

(3)　第 1 項の規定により犯罪で起訴された場合、供給された又は供給の申し出があった食品が第 3 項の要件に従いハラールであることを立証する責任は、当該被疑者が負うものとする。

罰　則

5　本命令に基づく罪を犯した者が有罪判決を受けた場合、以下の責任を負う。

(a)　かかる者が法人である場合、500 万リンギット以下の罰金に処し、再犯又は累犯については 1,000 万リンギット以下の罰金に処する。

(b)　かかる者が法人でない場合、100 万リンギット以下の罰金、3 年以下の懲役、又はその両方に処し、再犯又は累犯については、500 万リンギット以下の罰金、5 年以下の懲役、又はその両方に処する。

廃　止

6　1975 年取引表示(「ハラール」表示の使用)令[*P.U.(A)237/1975*]は廃止される。

改正一覧

改正法令	略　称	施 行 日
PU(A) 54/2012	**2012 年取引表示(ハラールの定義)(改正)令**	2012 年 3 月 1 日